

高山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の概要について

福祉医療費の受給資格者は、高山市福祉医療費助成金条例の規定に基づき、社会保険各法の規定による被保険者等であることが条件である。

令和6年度秋季に、健康保険等の被保険者証が原則廃止され個人番号カードと一体化されることに伴い、受給者証の申請時等において保険情報等を確認するにあたり、個人番号を利用した情報連携を行うことにより、申請者の負担軽減及び事務の効率化が図られるため、独自利用事務の規定を行う。

福祉医療制度利用のための保険情報及び地方税等に関する情報の確認事務における個人番号の利用を、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第2項に基づき条例で定め、個人番号を利用し情報連携を行う。

1. 個人番号の利用を条例で独自に定める事務

(1) 高山市福祉医療費助成金条例による医療費の助成に関する事務

(2) 市の機関内で保有する次の情報について、個人番号を利用した情報連携を行う。

利用する事務	情報連携を行う特定個人情報
<ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険法による保険給付の支給に関する事務 	福祉医療の医療費の助成額
<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給に関する事務 	
<ul style="list-style-type: none"> ・高山市福祉医療費助成金条例による医療費の助成に関する事務 	<ul style="list-style-type: none"> ・市民税の課税額 ・児童扶養手当支給額 ・養育医療の給付額又は費用の支給額 ・国民健康保険の被保険者の資格及び保険給付の支給額 ・後期高齢者医療保険の被保険者の資格及び保険給付の支給額 ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付金の支給額 ・生活保護の受給の有無 ・外国人生活保護の受給の有無

2. 施行期日 公布の日